

日本大学経済学部長殿

誓約書

このたび、日本大学経済学部主催の令和6年度ニューヨーク州立ストーニーブルック大学サマープログラムに出願及び参加するに当たり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

全般的な事項

- 1 日本大学経済学部（以下、本学部という）令和6年度ニューヨーク州立ストーニーブルック大学サマープログラム募集要項を確認の上、選考試験に通過し本プログラム生に選出された後は、本学部が正当と認める理由以外での辞退はできないことを十分承諾のうえ、出願すること。
- 2 本プログラム募集要項を確認の上、本プログラムで発生する（した）費用について承諾し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで出願すること。世界的な物価高及び為替相場の変動の影響を受け、本プログラムに伴う費用が高騰する可能性があることを承諾し、本プログラムに関する資金は十分余裕をもって準備すること。
- 3 本プログラム選考試験への出願に当たっては、米国及び渡航地域における外務省危険情報レベル、感染症危険情報レベル及びその詳細を外務省海外安全ホームページで必ず確認し、本プログラムに伴うリスク（自然災害（悪天候・地震・津波等）、治安悪化（戦争・紛争・テロ・暴動等）、事件（犯罪・誘拐・行方不明等）、事故（交通事故・火災等）及び傷病（感染症・精神疾患等）等）や現地の状況を十分に把握すること。その上で、本プログラム生及び保証人が共に強く希望する場合のみ出願すること。
- 4 本プログラム生活に適応できる健康状態であること。既往歴や過去10年以内にメンタル面で通院履歴等及び基礎疾患等現病歴及び既往歴の有無等要配慮個人情報を含む個人情報を、出願時に必ず申告すること。出願後においても、既往歴やメンタル面での通院履歴等及び基礎疾患等現病歴及び既往歴が発覚した場合は、随時速やかに申告すること。医療機関及び医師等による渡航可能との診断書等が本プログラム生から提出された場合であっても、渡航の可否は本学部が決定することを承諾すること。（既往歴、基礎疾患の有無及び通院履歴等の情報は要配慮個人情報に当たります。）
- 5 選考試験結果に関する問合せについて、本学部が応じられないことに承諾すること。
- 6 本プログラム生として本学部選考試験で選出されることは、渡航先大学での受入れを保証するものではないことを承諾すること。渡航先大学の事情によっては、受入れが許可されない場合もあることを承諾すること。それにより、それまでに発生した本プログラム準備にかかる費用は全て本プログラム生及び保証人の自己負担とし本学部に費用を求めないこと。また、本プログラム生となった場合、指定の説明会等に必ず参加すること。
- 7 渡航前、渡航中、渡航後に何時でも教務課からのE-mailの受信確認や外務省（現地在外公館を含む）発出情報及び渡航先行政機関発出情報を確認できるスマートフォン等及びPC等の端末を携帯すること。特に教務課からのE-mailの受信確認は、必ず毎日行い、受信した場合には即時に返信すること。
- 8 米国及び渡航地域での治安悪化または緊急事態宣言発出等の有事の際、本学部との連絡体制を構築するために、本プログラム生及び保証人の連絡先情報等要配慮個人情報を含む個人情報を教務課へ開示し、本学部との連絡体制に則って連絡すること。
- 9 米国及び渡航地域の治安悪化、感染症拡大等の状況によっては、学生の安全確保のため本学部又は渡航先大学が本プログラムの中止・延期を決定し、又は帰国命令等（オンラインといった授業形態変更等を含む。）を行うことがあることを承諾すること。
- 10 米国政府等が、緊急事態宣言等を発出し、本プログラム生の日常生活に支障をきたす事態となった場合、米国及び渡航地域において外出制限や移動制限、その他制限により正常なプログラムの実施若しくは本プログラム生の日常生活に支障をきたすおそれがある場合、米国と日本国の航空定期便の停止若しくは停止が予想される場合等において、本プログラムの中止・延期を決定し、又は帰国命令等（オンラインといった授業形態変更等を含む。）を出すことがあることを承諾すること。
- 11 身体・精神上等の理由により、渡航先大学での履修・生活状況が本プログラム生としての基準を満たさない、あるいはその状況が予見できると本学部が判断した場合、本プログラム中止（渡航前）又は途中帰国及び帰国延期（渡航後）を命じることがあることを承諾すること。これらプログラム中止、途中帰国又は帰国延期措置に伴って発生する（した）経費（日本国内移動費用等、その他関連する諸費用等を含む）は、全て本プログラム生・保証人又は保証人同等の家族等の自己負担とし、本学部に費用を求めないことを承諾すること。
- 12 身体・精神上等の理由により、本学部が途中帰国及び帰国延期の措置をとる場合、当該本プログラム生の保証人又は保証人同等の家族等が米国へ当該本プログラム生の看護等及び帰国同伴のために、本学部が保証人又は保証人同等の家族等渡航要請を行う場合があることを承諾すること。保証人又は保証人同等の家族等の渡航に伴って発生する（した）経費（日本国内移動費用等、その他関連する諸費用等を含む）は、全て保証人又は保証人同等の家族等の自己負担とし、本学部に費用を求めないことを承諾すること。
- 13 渡航先大学が、休校、授業プログラム数の縮小などを行った場合も、渡航先大学への支払った授業料、宿泊費、食費、施設使用料等は原則として返金されないことを承諾すること。

- 14 本学部及び渡航先大学の判断により本プログラムが中止・延期となった場合又は帰国命令を出した場合、本学部及び渡航先大学に対して異議を申し立てないこと。
- 15 感染症等の罹患等の健康リスクがあることを予め承諾すること。
- 16 日本国、米国及び渡航地域、渡航先大学がワクチン接種を渡航者に必須条件として求める場合、定められた期日までに指定された所定の回数接種すること。
- 17 日本国、米国及び渡航地域、渡航先大学がワクチン接種を渡航者に必須条件として求める場合、ワクチン接種証明書を提出すること。
- 18 日本国、米国、本学及び渡航先大学等における感染症等の防疫に関する法律、規則等に従うこと。
- 19 感染症等の罹患が疑われる体調不良が生じた場合、又は罹患した場合等に、教務課に速やかに報告すること。
- 20 本プログラム中のリスクとそれに伴う諸般の事情により学修計画の変更を余儀なくされる可能性があること及びその結果、渡航先大学で履修を予定したプログラムを履修できない場合、米国及び渡航地域への入国時に指定場所等での待機等の措置が求められ、渡航先大学のプログラム開始に間に合わない場合などがあることを、予め承諾すること。
- 21 本プログラム期間中は自己責任で行動すること。
- 22 「自らの安全は自ら守る」という原則に基づき、本プログラム中のリスクについて具体的に把握した上で、必要な行動を主体的に取ること。
- 23 本プログラム募集要項等に記載された事項を承諾すること。
- 24 渡航先大学で一定の基準を満たした修了者に対しては、本学部で承認された場合のみ所定の単位が認定されるものであることを承諾していること。
- 25 出願時に記入・入力された個人情報及びその後に提出された個人情報について、本学部、渡航先大学、本学部が指定する旅行代理店、本学部が指定する危機管理サポートサービス提供会社、本学部が指定する保険代理店、関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、本プログラム生及び保証人との連絡、本海外研修プログラム運営及び経済学部が主催するその他のプログラム運営等のために法令等に従い共有、利用されることを承諾すること。
- 26 本プログラム生が渡航中及び帰国後の指定された場所での待機期間中に、自然災害（悪天候・地震・津波等）、治安悪化（戦争・紛争・テロ・暴動等）、事件（犯罪・誘拐・行方不明等）、事故（交通事故・火災等）、傷病（感染症・精神疾患等）、渡航者自身による現地法令違反等による損害等に対して、本学部及び本学部教職員、渡航先大学、渡航先大学教職員、渡航委託旅行会社、保険会社、危機管理サポートサービス提供会社、その他関係するスタッフ等に重大な過失がない限り、損害賠償を求めないこと。
- 27 誓約した内容に反する行動をとった場合に処分を受けるおそれがあることを予め承諾すること。選考試験に通過した時点以降、誓約書記載事項に反した場合は、本プログラム生の資格が取り消され、本プログラムが中止もしくは中断となっても異議を申し立てないこと。
- 28 本誓約書に記載されていないその他の事項については、本学部の指示に従うこと。

本プログラム生選出後の必要な手続きに関する事項

- 29 本プログラムにあたっては、出発日から帰国日を期限とする本学部指定の海外旅行保険及び本学部が指定する危機管理サポートサービスに加入し、本プログラム期間中は自己の健康管理及び安全管理に十分注意すること。
- 30 危機管理のため、本学部と連絡が取れるよう出発日から日本帰着日まで常に発着信ができるようスマートフォン等及びPC等の端末を手配し、その電話番号・電子メールアドレスを本学部へ報告すること。また、保証人又は保証人同等の家族等との間で、渡航期の緊急時に即時に連絡が取れる方法を予め確定し、共有しておくこと。

本プログラム期間中にに関する事項

- 31 渡航先大学が定める規則に従い、米国の法令を遵守し、習慣を尊重すること。ただし、米国の法令で認められている場合であっても、20歳未満の本プログラム生は飲酒や喫煙をしないこと。また、渡航先大学教職員等の指示に従い、米国及び渡航先地域の公序良俗に反することがないように注意すること。薬物・武器・模造品の購入・所持や使用については、米国・地域で適用される法令のみならず、日本国の法令で禁止されているものについても行わないこと。
- 32 本プログラム期間中、本学部の学則が定める諸規程に従うこと。本プログラム先では安全に心がけて行動すること。本プログラム期間中においては、自動車、オートバイ等高速で移動するあらゆる乗り物の運転は絶対に行わないこと。また、危険なスポーツ（ダイビング・バンジージャンプ等）は絶対に行わないこと。
- 33 本プログラム期間中に渡航先大学のある都市を離れる場合は、所定の方法で事前に本学部教務課の許可を得ること。米国及び渡航先地域の治安、感染症等の状況によっては、本プログラム生の安全確保のため、渡航先大学のある都市を離れることについて許可しない場合や自粛を求める場合があることを承諾すること。
- 34 本プログラム中、不慮の事故により生じた損害及び自己の故意、過失により生じた損害については、渡航先大学及び本学部は一切の責任を負わず、損害を与えた当該の者が負担することを承諾すること。また、これらの行為により渡航先大学及び本学部に損害を与えた場合は、その責任を自己が負うことを承諾すること。
- 35 本プログラム先において疾病に罹患又は受傷した場合、現地の法令及び医療体制に従い治療を受けることを承諾すること。
- 36 やむを得ない事情で本プログラム期間中に帰国しなければならなくなった場合は、事前に本学部教務課に連絡し承諾を得なければならぬことを同意すること。

本プログラム期間終了後に関する事項

37 帰国時に必要な手続き(米国出国前の検査証明の取得, 帰国時に公共交通機関の不利用及び自宅等での待機等を求められたときの対応(公共交通機関以外の交通機関の確保, 待機用宿舍の確保を含む)等は, 渡航先大学又は本学部の指示に従い, 自らの責任において行うことを承諾すること。また, 待機期間中は本学部との連絡を維持できる手段を確保し, 本学部との連絡を緊密に継続すること。移動手段の確保及び隔離等により発生する(した)費用は全て本プログラム生・保証人の自己負担とし本学部に費用を求めないことを承諾すること。

プログラム出願者は, 上記誓約事項を遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

経済学部 学科 年

プログラム出願者氏名 _____ 印 *自署による署名の上捺印

保証人は, プログラム出願者及び保証人が上記誓約事項を遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

保証人氏名 _____ 印 *自署による署名の上捺印

※必ずプログラム生及び保証人各々が本誓約書を精読し, 全ての条項を承諾した上で誓約書に自署による署名・捺印してください。なお, プログラム生と保証人の印は, 各人の異なる印を必ず使用してください。同一印の使用は認めません。

※必ず誓約書の全てのページ(1～3ページ)を提出願います。